

公益社団法人 所沢青年会議所

運営規定

第 1 章 目的

第 1 条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為、組織、運営等に関する事項を規定するものである。

第 2 章 理事会

第 2 条 理事会は定款 第 6 章(第 31 条~第 35 条)に基づいて運営される。

第 3 章 例会

第 3 条 例会は定款第 7 章 36 条の定めるところにより、原則として毎月 1 回以上開催し開催にあたっては文書をもってこれを通知する。

3-2.例会は理事長がこれを主催し各種行事を行う。

3-3.例会に当たっては国旗、並びに JC 旗を掲げ、開会の際に国歌並びに JC ソングの斉唱と JC 宣言並びに JC 綱領の唱和を行い閉会の際には「若い我等」を斉唱する。

3-4.例会の運営担当については理事会の決議により定める。

第 4 章 委員会

第 4 条 定款第 8 章 第 37 条の規定に基づき本会議所に次の委員会を設置する。なお、各担当の委員会設置については理事会決議事項とし、名称についても同様とする

(1)総務担当委員会

- 1)事務局の管理
- 2)総会、理事会開催に関する事項
- 3)入会及び退会に関する事項
- 4)表彰、慶弔に関する事項
- 5)定款諸規定に関する事項
- 6)総会資料に関する事項
- 7)その他、どの委員会にも属さない事業

(2)広報・渉外担当委員会

- 1)会報の発行
- 2)日本青年会議所の事業に係る事項
- 3)青年会議所活動の対外的 PR 及び報道関係者に関する事項
- 4)その他広報活動に関する事

(3)会員相互の親睦担当委員会

- 1)会員相互の親睦と友情に関する事

- 2)国際交流に関する事
- 3)各種会合への参加奨励に関する事項
- 4)家族会の開催など会員家族間の親睦を図ること

(4)経営開発担当委員会

- 1)経営訓練に関する事項
- 2)産業及び経済情報の研究に関する事項
- 3)自己啓発、会員訓練に関する事項

(5)まちづくり担当委員会

- 1)地域社会に関する事
- 2)社会福祉に関する事
- 3)交通・公害問題に関する事
- 4)地方行政に関する事

(6)青少年担当委員会

- 1)青少年の健全育成に関する事項
- 2)教育問題に関する事項
- 3)教育諸団体への連絡提携

4-2.上記の委員会に関わらず理事長が必要と認めた場合は、理事会決議をもって特別委員会を設けることが出来る。

第 5 条 正副理事長、直前理事長、専務理事、室長及び監事を除く正会員はいずれかの委員会に属さなくてはならない。但し、理事会にて必要と認められた場合についてはこの限りではない。

5-2.委員会の所属の決定は会員の希望を勘案して理事会にて行う。

第 6 条 委員長は委員会を代表して会務を統括する。

第 7 条 副委員長は委員長を補佐し委員長が何らかの理由により職務を遂行出来なくなった場合はその職務を代行する。

第 8 条 委員長、副委員長及び委員の任期は本会議所の役員の任期に準ずる。

第 9 条 委員会は予め委員会の日時、場所、議題等を各委員に通知し招集するものとする。

第 10 条 委員会は原則として毎月 1 回以上開催し独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。委員長は委員会開催にあたって議事録を作成し担当室長の手を経て理事長に提出しなければならない。また理事から要請があれば理事会にて報告しなければならない。

第 5 章 褒 賞

第 11 条 本会議所における褒賞は青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体、委員会に対して理事会の決定により褒賞を行うことが出来る。

附 則

本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第 106 条 第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。